

- この書面は、ペット保険「プリズムコール®」に関する重要な事項を説明しております。ご契約前に必ず「契約概要」「注意喚起情報」をお読みになり、内容をご理解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「ペット保険普通保険約款・特約」をご参照ください。
- ご不明な点につきましては、&D パートナー用コールセンターまたは当社プリズムコール®までお問い合わせください。

契約概要

(保険商品の内容をご理解いただくためのご説明です)

- この「契約概要」は、ペット保険「プリズムコール®」の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容をご承諾のうえ、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

【ご契約の前にご確認ください】

1. ペット保険の仕組み

この保険は、保険の対象であるペット(専ら家庭で愛玩用として飼育される犬)が、日本国内で保険期間中に障害(病気やケガ)を被り、その結果、被保険者が国内の動物病院で治療費等の費用をご負担された場合、その実費を保障限度日額(保険金額)まで保障するものです。

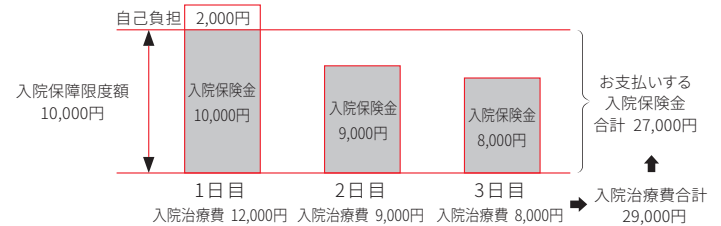
2. お支払いする保険金の内容(保障内容)について

(1) 入院保険金	<p>ペットが入院した際の1日ごとの入院治療実費について、入院保障限度日額を限度として入院した期間お支払いします。ただし、お支払いの対象となる入院日の総日数は、保険期中通算で入院保障限度日数が限度となります。</p> <p>※1泊2日以上入院が対象となり、入院の初日分からお支払いします(いわゆる「日帰り入院」「半日入院」は、通院保険金で保障いたします)</p> <p>※手術費用は入院保険金の保障対象からは除かれ、手術保険金の保障対象となります。</p>
(2) 通院保険金	<p>ペットが通院した際の1日ごとの通院治療実費について、通院保障限度日額を限度としてお支払いします。ただし、お支払いの対象となる通院日の総日数は、保険期間中通算で通院保障限度日数が限度となります。</p> <p>※手術費用は通院保険金の保障対象からは除かれ、手術保険金の保障対象となります。</p> <p><u>なお、「通院」とはあくまで「ペット」が実際に動物病院に行って獣医師により治療を受けることを意味します。「ペット」が実際に通院せずにペットの飼い主のみが通院した場合や薬品の処方郵送等により受けるものは「通院」には該当せず、通院保険金の対象とはなりませんのでご注意ください。</u></p> <p><u>また、動物病院以外の機関において受ける処置や用品の購入、レンタル行為も「通院」には該当せず、通院保険金の対象とはなりません。</u></p>
(3) 手術保険金	<p>ペットが手術を受けた当日の施術にかかわる実費を、手術保険金額を限度にお支払いします。なお、同一日に複数の手術を受けたときは1回の手術とみなします。手術保険金の支払回数は、保険期間中2回です。また、ガン手術保険金も保障対象となっている場合は、ガン手術保険金と通算して保険期間中2回が支払限度となります。</p> <p>※ガンにかかわる手術は、手術保険金の保障対象外です。</p> <p>※切開の縫合、皮膚病治療に伴う切開・排膿処理の外科的処置、手術完了後に行われる抜糸、ピン・ワイヤー・ネジ(ボルトを含みます)・釘、金属プレート除去の2次的処置は、手術には含まれず、これらは入院保険金または通院保険金の保障対象となります。</p>
(4) ガン手術保険金	<p>ペットがガンの手術を受けた当日の施術にかかわる実費を、ガン手術保険金額を限度にお支払いします。ガン手術保険金の支払回数は、保険期間中2回です。また、手術保険金も保障対象となっている場合は、手術保険金と通算して保険期間中2回が支払限度となります。</p>
(5) 葬祭保険金	<p>ペットが死亡したときの火葬、埋葬、供養の為の仏具購入費などの実費を、葬祭保険金額を限度にお支払いします。</p>

(6) 高度後遺障害保険金	<p>ペットが障害を被り、四肢のうちいずれかにおいて中手骨(前足)または中足骨(後足)より心臓に近い部分から欠損し、高度後遺障害が確定した日から90日以内かつ保険期間内に、ペット用車椅子などの移動補助器具を購入した場合、その購入実費を、高度後遺障害保険金額を限度にお支払いします。</p>
(7) 診断書費用保険金	<p>被保険者が、前記の保険金のいずれかを請求するに当たり提出された診断書等を作成する費用を、診断書費用保険金額を限度にお支払いします。なお、お支払いする保険金は、保険期間を通算して診断書費用保険金額を限度とします。</p>

<入院保険金のお支払い方法>

(例) プレミアムオレンジプランII (犬) 入院3日間の場合



3. 保険期間について

この保険の保険期間は、1年間となっています。

4. 更新契約について

- この保険契約を更新する場合、満期日の2ヶ月前までに更新通知を契約者に&D会員登録時のメールアドレス宛にメールにて送信します。更新通知に対し、契約者から満期日の1ヶ月前までに特段の意思表示がなされない場合、当社は、契約者がその記載内容で更新する旨の意思表示をなされたものとして更新手続きをいたします。
- ※更新契約の場合、病歴などにより「特定疾病不担保特則」を適用する場合があります。
- ※ご登録メールアドレスを変更される場合は、&D会員登録情報を変更ください。

5. 引き受け条件(ご契約金額等)

(1) 保険金額の設定について

ペットの病気・ケガに対し、日本国内の動物病院で治療費をご負担された場合、その実費を保障限度日額(保険金額)まで保障します。
プレミアムオレンジプランII (犬)

	入院	通院	手術	ガン手術	葬祭	高度後遺障害	診断書
保障限度額	1日あたり 10,000円	1日あたり 5,000円	1日あたり 60,000円	1日あたり 90,000円	30,000円	50,000円	年間 10,000円
年間の 限度日数(回数)	30日	60日	2回	2回	-	-	-

- 入院日数は、1泊2日以上が対象となります。入院日数のカウント方法は、例えば、3泊4日の場合(4日分の入院治療費が発生している場合)であれば、入院4日となります。
- 入院中に手術を受けた場合は、入院日それぞれの日の治療実費と手術実費を限度額までお支払いします。例えば、3泊4日の入院中に手術を1回した場合は、入院4日間それぞれの日の治療費と手術1回の施術費の実費を保障限度額までお支払いいたします。
- (2) 保険金額の限度について
法令により、お一人の被保険者が当社にご契約いただける保険金額(年間最高保障額)の合計は1,000万円が限度となります
※保険金の削減については、注意喚起情報8をご覧ください。

6.ご契約いただけるペットと年齢

(1) 犬の場合

①新規契約でご加入いただける年齢(ご契約時点での年齢)は、犬(小型、中型、大型)で生後60日以上満8歳未満となります。

②更新契約でお引き受けできる年齢

終身契約更新が可能です。ただし、更新契約の責任開始日に下記の表の年齢となる場合は、シニア専用更新プラン(保障内容、保険料が変わります)での更新契約となります。

※シニア専用更新プランの際は、自動的な更新ではなくシニア専用更新申込書の記入が必要となります。また、シニア専用更新契約の場合、お引受プランが限定される場合があります。

シニア専用更新プラン対象年齢

犬(小型犬・中型犬・大型犬)	満12歳以上
----------------	--------

7.ご契約に際し特則を適用させていただく場合

新規・更新契約にあたり、下記の特則を適用する事を契約条件とさせていただきます場合があります。

(1) 特定疾病不担保特則

①新規契約の際、告知(一定年齢以上の犬の場合は健康診断書を含みます。)に基づき、「特定疾病不担保特則」を適用することを契約条件とさせていただきます場合があります。

②更新契約の際、病歴などにより、「特定疾病不担保特則」を適用することを更新契約条件とさせていただきます場合があります。

③保険証券に「特定疾病不担保特則」が適用される旨の記載があるときは、以下の場合保障対象外となります。

イ. ペットが不担保期間内に不担保疾病の治療を目的として治療を受けたとき

ロ. 不担保期間内に発症した不担保疾病により不担保期間経過後に治療を受けたとき。

(2) 特定保険金不担保特則

①高度後遺障害保険金をお支払いした保険契約を更新して引き受ける際は、高度後遺障害保険金に関する特定保険金不担保特則を適用して更新契約を引き受けます。

②保険証券に、高度後遺障害保険金に関する特定保険金不担保特則が適用される旨記載がある場合は、高度後遺障害保険金は保障の対象外となります。

【ご注意】

不担保特則適用の場合は、当社より不担保特則同意書を発送いたします。同意書のご返送がない場合は、新規契約・更新契約をお引き受けできませんのでご注意ください。

8.特約について

【保険証券および更新証不発行特約】

この商品には、保険証券および更新証不発行特約がついております。この特約は、ご契約の際に保険証券および更新証の発行をしないことについて合意を得た場合は、保険証券および更新証の発行が省略されます。ただし、ご契約後、契約者から保険証券および更新証発行のお申し出があった場合は、当社で発行いたします。

※ペット保険普通保険約款については、当社のホームページをご覧ください。

9.保険料の割引について

通常、当社ペット保険では保険料の割引として、「多頭割引」「福祉割引」「インターネット契約割引」がございしますが、&D WEBサイトよりお申込みをいただく場合は、各種割引が適用対象外となります。

「多頭割引」「福祉割引」を適用希望の場合は、&D WEBサイトからのお申込みではなく、パンフレットをご請求のうえ、ペット保険申込書よりお申込みをいただきますようお願いいたします。

また、既に&D WEBサイトよりペット保険をお申込みをいただいている場合で、新たなペットを追加申込みする場合は、「多頭割引」の適用対象外となり、保険料の割引がございませんので、お申込みをご検討の際には十分にご注意ください。詳しくは&Dパートナーコールセンター(0120-001-864)へお問合せください。

10.引き受けの通知について

告知書に基づいた審査および引き受けできる保険金額の限度を確認したうえで、引き受けを承諾できない場合、責任開始日(保障開始日)までに当社または取扱代理店より通知いたします。

11.保険料のお支払い方法・払込方法について

保険料のお支払いは、クレジットカードでのお支払いとなります。現金はお取り扱いしていません。

【ご注意】

保険料払込日以前に保険金請求があった場合、保険金のお支払いは保険料の払込を確認した後になります。

12.配当金について

この保険は、配当金はありません。

13.解約返戻金(契約者が保険契約を解約する場合)について

解約返戻金は、すでに領収した保険料から既経過機関に対してペット保険普通保険約款記載の解約率表によって計算した既契約保険料を差し引き、その残額を返戻します。

解約率表(年払契約の場合)

既経過期間	1ヶ月迄	2ヶ月迄	3ヶ月迄	4ヶ月迄	5ヶ月迄	6ヶ月迄
控除係数	25%	35%	45%	55%	65%	70%

既経過期間	7ヶ月迄	8ヶ月迄	9ヶ月迄	10ヶ月迄	11ヶ月迄	12ヶ月迄
控除係数	75%	80%	85%	90%	95%	100%

既経過期間の計算において端数日は切り上げ1ヶ月とします。

※解約返戻金がある場合でも、払い込まれた保険料総額よりも少ない金額となりますので、解約の際には十分ご確認ください。

※ペットが死亡したときは、保険契約は終了しますが、葬祭保険金をお支払いしている場合は保険料は返戻いたしません。

注意喚起情報

(ご契約の際にご注意いただきたい事項を記載しています)

この注意喚起情報は、契約者・被保険者にとって不利益となる可能性がある情報など、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ず内容をご確認のうえお申込みいただきますようお願いいたします。

また、本書は、ご契約に関するすべての内容記載しているものではありません。詳細につきましては、&D パートナー用コールセンターまたは当社プリズムコール®までお問い合わせください。

1. クーリングオフのご説明(契約申込みの撤回等について)

「契約者が個人」の場合には、ご契約のお申込み後であっても次の通りご契約のお申込みの撤回または解除(以下、「クーリングオフ」といいます)を行うことができます。

(1) クーリングオフのお申し出ができる期間

契約者がご契約を申し込まれた日または本書を受領された日のいずれか遅い日から8日以内であれば、クーリングオフのお申し出ができます。

(2) クーリングオフのお申し出の方法

上記(1)の期間内(8日以内の消印有効)に当社本社に必ず郵便(はがき又は封書)でご通知ください。また保険証券がお手元に届いている場合は保険証券もご返送ください。

※契約を取り扱った代理店は、クーリングオフのお申し出を受け付けることはできませんので、ご注意ください。

※既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出された場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。

<本社宛先> 〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町2丁目1-1
仙台銀行ビル7階

SBIプリズム少額短期保険株式会社
クーリングオフ受付係宛

<記載いただく事項>

- ご契約をクーリングオフする旨の内容
- ご契約者の住所、氏名(ご捺印)、電話番号
- ご契約を申し込まれた日
- ご契約を申し込まれた保険の内容(ご加入プラン、ペット名、取扱代理店、保険料の支払方法)

(3) 払い込まれた保険料の返還

クーリングオフのお申し出をされた場合には、すでに払い込まれた保険料をすみやかにお客様の銀行口座にお返しします。なお、当社およびご契約いただいた代理店は、契約者にクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求しません。

(4) クーリングオフのお申し出ができないご契約

法人または社団・財団等が締結したご契約および生体販売店が生体に付帯したご契約は、クーリングオフのお申し出ができません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) 契約締結の際の告知義務

契約者(被保険者)には、保険契約締結の際に保険契約に関する重要な事項を当社に告知していただく義務があります。具体的には、申込画面の記載事項および告知書の質問事項に対してありのままに記載・回答していただければ結構です。この記載事項や回答内容が事実と異なる場合には、ご契約を解除させていただく場合や、保険金をお支払いできない場合があります。特に、他の保険会社等とのペット保険契約の有無やペットの健康告知について記載される際は、十分ご注意ください。

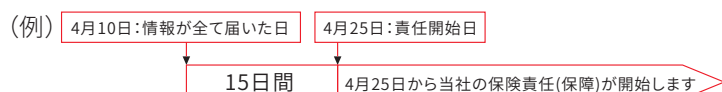
(2) 契約締結後の通知義務

契約者には、保険契約締結後に次の事実が生じたときは、当社に通知していただく義務があります。この通知をしていただかないときは、当社からの通知が契約者に届かない場合(下記①の場合)や保険契約の譲渡ができない場合(下記②の場合)があります。

- ①契約者が住所を変更したとき②ペットを譲渡したとき
イ. ペットを譲渡した場合、保険契約はペットを譲渡した日に失効します。
ロ. ただし、ペットを譲渡した日から30日以内に当社に通知をいただければ、保険契約をペットの譲受人に移転することができます。

3. 責任開始日(保障開始日)について

- (1) 保険契約申込内容、告知、クレジットカード情報など、保険の申し込みに必要な情報が全て完備され、すべてが当社に届いた日から16日目の午前0時に当社の保険責任が開始します。



(2) ガンの待機期間について

新規のご契約の場合、ガンは保障開始日から45日間の待機期間がざいます。
※更新契約の場合はガンの待機期間の適用はありません。

4. 保険金のお支払いができない主な場合

この保険では、以下の場合、保険金をお支払いすることができません。なお、主なものを記載していますが、詳細は、ペット保険普通保険約款でご確認ください。

- (1) 責任開始日(保障開始日)より前に被った障害
- (2) 海外で被った障害
- (3) 保険契約者、被保険者等の故意・重過失
- (4) 狂犬病および狂犬病に起因する場合
- (5) 責任開始日から遡り過去13ヶ月以内に予防接種ワクチンの接種を受けていないことに起因して障害が発生した場合
- (6) 先天性の障害またはこれらに起因する場合
- (7) 先天性または後天性にかかわらず次に記載する障害
鼠径ヘルニア、膝蓋骨脱臼、股関節形成不全症、レッグペルテス、てんかん、停留辜丸、チェリーアイ、気管虚脱、猫免疫不全ウイルス感染症
- (8) フィラリア感染症およびフィラリア感染症に起因する場合
- (9) 競技等に参加またはそれらの訓練に起因する場合
- (10) 繁殖行為に起因する場合
- (11) 地震、噴火、津波、台風、洪水に起因する場合
- (12) 妊娠、出産、早産、流産、帝王切開の症例処置または予防措置費用
- (13) 歯削(歯切)および歯石除去並びに歯肉、歯牙、歯周病、不正咬合等の歯に係る一切の歯科医療措置
- (14) ノミ、ダニの予防措置費用
- (15) 健康体に施す予防措置費用
- (16) 健康体を実施する健康診断・検査費用(体調不良等の症状があり、ご契約を申し込まれた保険内容(ご加入プラン、ペット名、取扱診断名を特定するための検査費用はお支払いいたします)
※ただし結果として異常が認められなかった場合、その検査の費用は一切、保障の対象外となりますのでご注意ください。
- (17) フード(療法食、健康食品、サプリメントを含みます)の購入費
※用途を問わず一切、保障の対象外となりますのでご注意ください。
- (18) シャンプー、トリミング用品等の購入費
※病院で処方されるシャンプー(リンス、コンディショナー、スクラブ等のシャンプーに準ずるもの全てを含みます)の一切が保障の対象外となりますのでご注意ください。
- (19) 東洋医学(漢方、鍼灸等)、インド医学、免疫療法、温泉療法等の代替医療または減感作療法の費用
- (20) 断耳、断尾、臍ヘルニア等の美容整形を目的とする手術または処置
- (21) 保険料が正常に支払われていない場合 など

5. 新規契約の初回分保険料の収納について

クレジットカードの場合

- ①毎月1日～15日までに責任開始日(保障開始日)の場合
⇒責任開始日(保障開始日)の当月に1か月分の保険料の払い込みとなります。(年一括払いを選択された場合は年一括払い保険料の払い込みとなります)
- ②毎月16日～末日に責任開始日(保障開始日)の場合
⇒責任開始日(保障開始日)の翌月に2か月分の保険料の払い込みとなります。(年一括払いを選択された場合は年一括払い保険料の払い込みとなります)

6. 保険料の払込猶予期間、契約の失効について

(1) 払込猶予期間

クレジットカードの場合

下表のオーソリ日に保険料のオーソリ(※)がなされなかった場合は、オーソリ日が属する月の翌月のオーソリ日までに必ず払い込んでください。

責任開始日(保障開始日)	オーソリ日(※)	保険料の払込猶予期間
毎月1日～15日の場合	当月の26日	オーソリ日が属する月の翌月のオーソリ日
毎月16日～末日の場合	翌月の26日	

※「オーソリ」とは、クレジットカード発行会社へ当該クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行うことをいいます。
※月払契約の2回目以降のオーソリ日は、上記の表のオーソリ日の翌月以降の応答日となります。

※オーソリ日にオーソリがなされなかったときは、当社または取扱代理店から契約者に書面またはメールにてご連絡いたします。

(2) 保険契約の失効

〈保険料の払込みが滞った場合〉

Q：保険料の払込みが滞った場合、保険契約はどうなりますか。

A：例えば、月払いの場合は、翌月の保険料お支払日に、滞った保険料と当月分の保険料を併せてご請求をさせていただきます。その際、再度滞った場合保険契約は失効いたします(保険の効力が失われます)ので、保険料のお支払いには、十分にご注意ください。

払込猶予期間内に保険料の払込みがなされないときは、保険契約は次の通り失効します。

月払い契約の場合

保険料の払い込みがなされたことによって有効に存続した期間を経過した日(責任開始日の応答日)に遡り失効します。

※失効日以降の入院・通院等は、保障対象外となります。

【ご注意】

当社または取扱代理店は、保険料のお振り替え、オーソリがなされなかった場合、保険料の振込、払込票でのご入金を取り扱っておりません。更新契約の際にご登録のクレジットカード情報の有効期限が経過している場合は、改めてクレジットカード情報のご提出が必要となります。

7. 重複保険契約について

この保険契約と全部または一部について支払責任を同一とする他の保険会社等(少額短期保険会社を含みます)の保険契約があり、保険金のお支払い対象となる期間が重複した場合、以下のとおり算出された額を保険金としてお支払いします。

- ①他の保険契約等から保険金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額。
- ②他の保険契約等から保険金が支払われた場合は、被保険者の負担した費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

8. 法令等で注意喚起することとされている事項

(1) 保険期間中の保険料の増額または保険金額の削減等

保険期間中に、保険金の支払が増加し保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、主務官庁への届出等を行ったうえで、保険料の増額や保険金の削減を行うことがあります。

(2) 更新契約の取り扱い

- ①保険契約を更新する際に、保険金の支払いが増加し保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、主務官庁への届出等を行ったうえで、更新契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- ②保険契約を更新する際に、保険金支払いの増加によって保険契約が不採算となり、保険契約の更新が困難であると認められる場合は、更新契約を引受しないことがあります。

(3) 当社が引き受けられる保険契約

- ①保険期間は2年以内です。
- ②保険金額はお一人の被保険者について1,000万円までです(この保険契約を締結することによって、合計保険金額が1,000万円を超えたときは、この保険契約は無効となります)
- ③一保険契約者についてお引き受けできる保険契約の保険金額は10億円までです。

9. 保険会社破綻時のお取扱い

この保険契約は、保険契約者保護機構への移転等の補償対象契約に該当いたしません。また、同機構が行う資金援助等の措置の適用もございません。

10. 契約者・被保険者の個人情報の取扱いについて

(1) 個人情報の利用目的について

個人情報は以下の業務並びに付随する業務の遂行を目的として利用致します。また個人情報は利用目的の範囲内でのみ利用いたします。

開示対象個人情報についても、以下の目的の範囲内で利用いたします。

- ①保険契約の申し込みに関する引受の審査、契約の履行および保管理に関する業務を遂行すること
- ②適正な保険金の支払に関する業務を遂行すること
- ③上記①および②に付帯する必要業務を遂行すること
- ④当社が有する債権の管理および回収の業務を遂行すること
- ⑤再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求に関する業務を遂行すること
- ⑥保険商品等の当社が取り扱う金融商品の案内、募集および販売並びに契約の締結、代理、媒介、取次ぎおよび管理に関する業務を遂行すること
- ⑦当社または当社の提携先の各種商品やサービスをご案内すること
- ⑧当社が主催する各種イベント、キャンペーン、セミナー等の案内に関する各種情報を提供すること

⑨当社が提供する商品およびサービスに関して、アンケートによる調査を行うこと

⑩通話録音による個人情報について、お客様のご依頼やお問合わせ内容を正確に社内伝達すること、および顧客サービスの品質を評価するためのデータとすること⑪お問合わせまたは各種請求に対して回答すること

(2) 機微な個人情報の取扱いについて

思想、本籍地及び差別要因となる事項等は機微な個人情報として以下の例外事項を除き、取得、利用及び第三者提供を行いません。

- ①相続手続きに係る保険契約の権利義務の移転等の遂行が必要である場合。
- ②保険業の適切な業務運営を確保する必要がある場合で、かつお客様の同意を得た場合。
- ③その他、『金融分野における個人情報保護に関するガイドライン』に規定される例外事項が適用される場合。

(3) 個人情報の提供について

個人情報は以下の例外事項を除き、本人の同意を得ずに第三者へ提供いたしません。

- ①法令に基づく指示を受けて個人情報を提供する場合。
- ②保険契約に基づくお客様の利益に影響が想定され、緊急に動物医療機関等へ個人情報を提供する場合。
- ③再保険契約を締結するために、原契約に含まれる個人情報を再保険会社へ提供する場合。
- ④保険制度の健全かつ公平な運営の確保及び保険金等の不正請求の防止を目的として、保険業に関連する企業、団体又は協会等との間で個人情報を協同して利用する場合。

(4) 業務委託について

当社は保険契約の募集に係る業務の保険代理店への委託など、個人情報の取扱いを含む業務を第三者へ委託いたします。

上記の他、当社の個人情報の取扱いに関する詳細は当社ホームページの「個人情報保護に関する基本方針」をご確認ください。

11. 少額短期ほけん相談室のご案内

当社は、お客様からお申し出いただいた苦情につきましては、解決に向けて、真摯な対応に努める所存でございます。

当社に関する苦情等のご相談につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営する指定紛争解決機関「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下の通りです。

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-12-8 八丁堀SFビル2F

TEL 0120-82-1144 FAX 03-3297-0755

受付時間 9時～12時、13時～17時

受付日 月曜日～金曜日(祝日および年末年始休業期間を除く)

12. 支払時情報交換制度

当社は、(社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、(社)日本少額短期保険協会ホームページ (<http://www.shougakutanki.jp/>) をご参照ください。

◆ご相談・ご連絡(事故のご連絡も承ります)の窓口は下記のとおりです。

取扱代理店 株式会社メニコン

&D パートナー用コールセンター

0120-001-864

平日AM9:00～PM6:00

SBIプリズム少額短期保険株式会社

サンキュー ワンチャンワンちゃん

カスタマーセンター 0120-39-1212

東京本社 〒113-8474 東京都文京区本郷1-19-6 太平ビル本館2階

仙台本社 〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町2丁目1-1 仙台銀行ビル7階

大阪支店 〒532-0011 大阪府大阪市淀川区西中島4-12-12 大阪太平ビル